本学にとって
意義のあるGPA制度を
めざしましょう

高等教育研究センター
加藤鉱三

1

はじめに

2

はじめに

高等教育研究センターのスタンス

- 原案の素を作成し，共学担当理事に提案する立場ではあります
- しかし，どのようなGPAを導入するかを決定する立場ではありません
- 複数の形を想定し，それぞれの長所短所を検討し，それを見て大学構成員が意思決定できる，という**討議資料提供**をします

3

はじめに

2年間のシミュレーション期間の意味

1．シミュレーションをするため
2．（上の方ではなく）大学構成員が意思決定できるよう，十分な時間を取るため

← 現場に浸透していない決定はうまくいくはずがない

4

はじめに

本学にとって意義のあるGPA
↓
学生が勉強するようになる

5

GPAとは

6

GPAとは？

優とか良とかの成績評価に点数(grade point)をつけます。

それに単位数をかけ，履修した授業を全部足していきます。

最後に，履修した授業の数で割った数値＝平均値がGPA(grade point average)です。

7

GPAとは？

一つの授業の数値を

GP × 取得単位数　　として、

GPA ＝ 全授業の数値

÷ 総履修登録単位数

8

GPAとは？

要するに，GPA自体は

成績を平均値という形で数値化する，

というものでしかありません。

9

GPAとは？

よって，GPAの議論で重要なのは，

どういう成績評定体系にするか，

ということと，

GPAを何に使うのか，

という2点になります。

10

なぜ導入する？

理由は三つあります。

(1) 学生が自分の状況を数値的に把握できるようし，また大学側も学生の状況を把握しやすくする

(2) 成績評価の厳格化を通して，学生の学びをより確実なものにしていきたい

(3) 文科省が求めている

（『学士課程教育の構築に向けて（答申）』，平成20年12月24日中央教育審議会）

11

国内標準　vs.　北米標準

12

国内他大学の状況は？

やり方

今使っている成績評定区分のままそれにGPをあてる

信州大学でそれをすると；

SはGP=4.0　Aは3.0

Bは2.0　Cは1.0　Fは0

Cが合格水準，Cが単位認定の下限

13

国内他大学の状況は？

9割弱の大学で，**退学勧告**の基準として使われていない

（文科省21年度調査：56国立大学でGPA導入済みで，うち退学勧告の基準としているのは6国立大学）

14

国内他大学の状況は？

9割強の大学で，**卒業判定**の基準として使われていない

（文科省21年度調査：56国立大学でGPA導入済みで，うち退学勧告の基準としているのは5国立大学）

15

国内他大学の状況は？

・学期中途で出席しなくなった授業がGPAに算入されるかどうかは未調査，受講取りやめの手続きについても未調査

・GPA不振学生の取り扱いについては，GPA関係の書類で触れていない方がふつう。

16

国内他大学の状況は？

国内標準のまとめ

・今ある成績評定区分をそのまま使う

・卒業要件にはしない

・退学勧告では使わない

⇒　特に変わらない

学生がGPA導入で勉強するようになる，とは期待できない

17

北米の大学では？

北米の大学では，「十分ではないが不合格にはしない」という意味の**D評定**がCの下にある

	S	A	B	C	D	F
日本	4.0	3.0	2.0	1.0		0
北米		4.0	3.0	2.0	1.0	0

普通の合格の下限はどちらもC

18

北米では？

この結果，日本のこの方式の大学の卒業生は，北米の大学の出身者と比べると，

同じGPAという名前の制度でありながら，

最初から1.0のハンディキャップを背負うことになります。

19

北米では？

退学勧告の基準としている

詳細はセンターニュース第4号で

20

北米では？

卒業判定の基準としている

普通は　GPAが2.0以上

学期途中で出席しなくなった授業もGPAに算入されるが，受講取りやめの手続きがあり，その場合はGPAに算入されない

21

北米では？

- 累積GPAが2.0を下回った学生は「仮及第」扱いとなり，次（またはそのまた次）の学期で2.0を回復しないと退学となる
- 「仮及第」となりそうな場合や，「仮及第」となった時点でアドバイザーの助言を受けることが求められる。アドバイザーは学部教員ではない専門職である。

22

成績評価の厳格化？

23

GPAで何をやりたいの？

- GPAは「成績評価の厳格化」という文脈で語られることが多いのですが，GPAを導入することと，成績評価の厳格化との間には論理的なつながりはありません。
- しかし，GPA導入を機に，成績評価の厳格化を推進することはできます。信州大学ではそれをめざしたいと思います。

24

GPAで何をやりたいの？

「成績評価の**厳格**化」は分からない

↓

「成績評価の**透明**化」と言い替える

25

GPAで何をやりたいの？

「透明化」とは，

1．担当教員と受講生との間で
ここまでできていればC（合格）で，
更に卓越していればA
というような了解ができている

2．受講生が，
自分がどこまでできているのかモニターできる
という2点が確保されていることを指します。

26

GPAで何をやりたいの？

1．教員と受講生との間で評価基準の了解がある

2．学生が，自分がどこまでできているか分かっている

⇒ 成績評価の**透明性**が高く，よって学生が自分の成績評価に**納得**する

27

GPAで何をやりたいの？

1．教員と受講生との間で評価基準の了解がある

シラバスでこう書いておく

「これができるようになれば合格」

「これの力を測る筆記試験で60点を取れば合格」

28

GPAで何をやりたいの？

1．教員と受講生との間で評価基準の了解がある

最初の授業で学生に理解してもらう

「授業の目標から見て，
合格ラインはここ
これができるようになること」

29

GPAで何をやりたいの？

2．学生が，自分がどこまでできているか分かっている
＝自分の持ち点が計算できる

例

- 毎回小テストをし，その累積で成績をつける
- 中間試験をし，その結果をフィードバック
- 出席点を自分でつけている

30

よくあるご質問

31

よくあるご質問

Q: いつ導入するんですか？

A: 平成24、25年度の2年間は、
- 現状の成績評定区分をそのまま使い
- 成績は0～100点の素点で入力

素点の分布状況を把握した上で，必要があれば今議論しているGPA導入時の成績評定区分を手直しする

32

よくあるご質問

よって、GPA制度が始まるのは早くても平成26年度から

卒業要件化するとしたら，最初の判定は学年進行でその4年後

33

よくあるご質問

Q: GPAが導入されると，例えば
Aが10%，Bが40%，Cが40%，
Dが10%
というように，成績の枠で%が決められるのか？

A: Aの割合については一定の方針があってもいいとは思いますが，基本的には相対評価は考える必要はないのでは？

34

よくあるご質問

Q: 全ての授業科目がGPAの対象となるのか？

A: 国内外の大学での状況を見ながら，これから議論していくことになります。

国内: 5段階で評価しない授業は対象外

北米: それ以外に，一定数の授業をGPA対象から外すオプションがある

35

よくあるご質問

GPAの対象科目については，センターニュースNo.3をご覧ください

よくあるご質問

Q： D評定というものが必要な理由は？

A1： D評定は，退学勧告や卒業要件とセットでお考えください。「多少の凸凹はあってもいい。**トータルで合格水準にある**ことを求める」という考え方に基づき，合格水準を少し下回る科目があっても，他の科目でよい成績を取っていれば認める，という考え方であろうと思われます。

37

よくあるご質問

A2： GPAを海外の大学と同じ形にする，という意味があります。Dがないと，1.0のハンディキャップを背負うことになります。

正直言ってD評定がなぜ必要であるかはよく分かりません。しかし，北米の大学では，調べた限り全ての大学にあります。

38

よくあるご質問

Satisfactory（つまりC）の上がVery good（B）とExcellent（A）の2段階であるのはなぜか？

というものと同じで，

なぜDがあるのか，はおそらく**考えて分かるという性質のものではない**でしょう。

39

よくあるご質問

それよりも，

①「グローバリゼーション」では，「**国際標準」は「北米標準**」であり，

②その北米標準では**Dを含む4段階評価**である

という現実の方がより重要でありましょう。

40

よくあるご質問

「秋入学」の動機が，**大学・大学院の国際間競争**である以上，

GPAを北米標準互換にしておく

のは大きな流れに備えたものと言えるのではないでしょうか？

41

大学に入ると勉強しない？

42

勉強させる3つの方策

「学生は大学に入ると勉強しない」が本当だとしたら

⇒ 対策が必要

43

勉強させる3つの方策

1．学生が成績というものを真剣にとらえる制度にする

【GPA制度】

・卒業要件，退学勧告の基準として使う形でGPAを制度化する

・GPA制度に良い成績の顕彰も含める

44

勉強させる3つの方策

2．成績は自分の力で積み上げていった結果という認識を持たせる

【初年次教育】

・出席管理は自分でする，提出物を出さないと成績が取れない，等々を，一年次の段階で教え，かつ実際に痛い目を見るという体験をする

・何をしたら／どこまでできていればこの成績が取れる，ということを学生が承知しており，かつその通りの成績になる，ということについて全学的な了解があり，また学生が一年次に実際にそういう経験をする

45

勉強させる3つの方策

3．授業で出される課題を通して勉強させる

【FD】

・コントロールされた課題をこなしていけるよう学習過程がデザインされている

・いつどういう課題が出されるのかがシラバスに書いてあり，またそれがどう採点されるかを学生が了解している

46

勉強させる3つの方策

- GPAだけでは学生が勉強するようになることは期待できない
- しかし学生に勉強させるより大きなプロジェクトの重要な部分ではある

47

個々の教員にとっては？

48

個々の教員にとっては？

方向１（国内標準で行こう）

①GPAを導入するが，制度的には今まで通り

⇒ 学生も今まで通り

⇒ 教員も今まで通り

49

個々の教員にとっては？

方向１（国内標準で行こう）

しかしながら，

学生も今まで通り

⇒ 「学生が勉強しない」は大学間競争で不利に

更に，国内標準型では，「国際」標準型に対しシステマティックに１点低いGPA

50

個々の教員にとっては？

方向２（北米標準で行こう）

②制度が「学生に勉強させる」方向にシフト

⇒ 教員は間違いなく**大変**になる

しかしそれは書類作成等で大変になるのでなく，「教育」という**教員の本分**でのこと

51

個々の教員にとっては？

方向２（北米標準で行こう）

②制度が「学生に勉強させる」方向にシフト

⇒ 学生は勉強するようになる(?)

↓

大学間競争で有利に

しかもGPAは「国際」標準の形

52

GPA　二つの形の比較

国内標準		北米標準
S　A　B　C　F 4　3　2　1　0 C が合格水準 C が単位認定の下限	**成績評定区分**	A　B　C　D　F 4　3　2　1　0 C が合格水準 D が単位認定の下限
ない	A-や B+といった**中間的な評定**	ある
（9 割弱の大学で） 使われていない	**退学勧告**の基準として GPA を	使っている
（9 割強の大学で） 使われていない	**卒業判定**の基準として GPA を	使っている
（未調査） （未調査）	・学期中途で出席しなくなった授業が GPA に算入されるか ・受講取りやめの手続き	される ある
GPA 関係の書類で触れていない方がふつう	**GPA 不振学生**の取り扱い	累積 GPA が 2.0 を下回った学生は「仮及第」扱いとなり，次（またはそのまた次）の学期で 2.0 を回復しないと退学となるが，「仮及第」となりそうな場合や，「仮及第」となった時点でアドバイザーの助言を受けることが求められる。なお，アドバイザーは学部教員ではない専門職である。
制度的に従来と変わらないので，学生の行動もおそらく変わらない	以上の制度で**学生が勉強するようになるか？**	少なくとも成績には敏感である

2012 年 2 月 11 日

信州大学　高等教育研究センター

平成２３年８月２４日
文部科学省高等教育局
大学振興課大学改革推進室

大学における教育内容等の改革状況について（概要）

大学において教育内容の改善を図る取り組みが積極的に行われているところであるが，文部科学省では，平成２１年度の大学（学部及び研究科）における教育内容等の改革状況について取りまとめた。

今回の調査における主な結果は以下のとおり。

※数値は，原則として大学及び大学院大学を対象。ただし，学部のみ，または研究科のみを持つ大学が存在するため，「学部段階において」「研究科段階において」と記載がある場合は，それぞれ対象大学数が異なる。

１．教育制度の改善，教育方針の明確化

【ＧＰＡ制度の導入の状況】（17p）

○　平成 21 年度において，ＧＰＡ制度を導入する大学は以下のとおり。

学部段階においてＧＰＡ制度を導入している大学･･･H20:330 大学（46%）　→　H21:360 大学（49%）

研究科段階においてＧＰＡ制度を導入している大学･･･H20:139 大学（23%）　→　H21:159 大学（27%）

【入学時期の弾力化】（23p）

○　平成 21 年度において，４月以外の時期に入学する者は増加。

学部段階の４月以外の入学者　･･･H20:2,023 人　→　H21:2,226 人

研究科段階の４月以外の入学者･･･H20：4,925 人　→　H21：5,547 人

【人材養成その他の教育研究上の目的の設定及び公表の状況】（1p）

○　平成 20 年度から，学部段階において「人材養成その他の教育研究上の目的」を定め，公表することが義務化された。平成 20 年度と平成 21 年度の状況は以下のとおり。

「学部段階において教育研究上の目的を定めている大学」

･･･H20：646 大学（89%）→H21：702 大学（96%）

「学内外に公表している大学」･･･H20：555 大学（77%）→H21：629 大学（86%）

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の設定及び公表の状況】（3p）

○　平成 20 年度の学士答申等において，カリキュラム・ポリシー，アドミッション・ポリシーの策定・公表が提言されたが，平成 20 年度と平成 21 年度の学部段階での状況は以下のとおり。

「定めている大学」･･･H20：401 大学（55%）→H21：503 大学（69%）

「学内外に公表している大学」･･･H20：295 大学（41%）→H21：390 大学（53%）

【入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）の設定及び公表の状況】（4p）

「定めている大学」･･･H20：581 大学（80%）→H21：654 大学（89%）

「学内外に公表している大学」･･･H20：525 大学（73%）→H21：590 大学（81%）

＜厳格な成績評価の実施＞

GPA制度を導入している大学

シラバス等で授業方法・計画とともに成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を行うことが求められているが、例えば、現在米国において一般に行われている成績評価方法である「GPA制度」は、平成21年度現在、学部段階で360大学（約49%）、研究科段階で159大学（約27%）で導入されている。また、GPAは主に学修指導や奨学金・授業料免除の基準として活用されており、進級判定や卒業判定の基準としての活用は少数である。

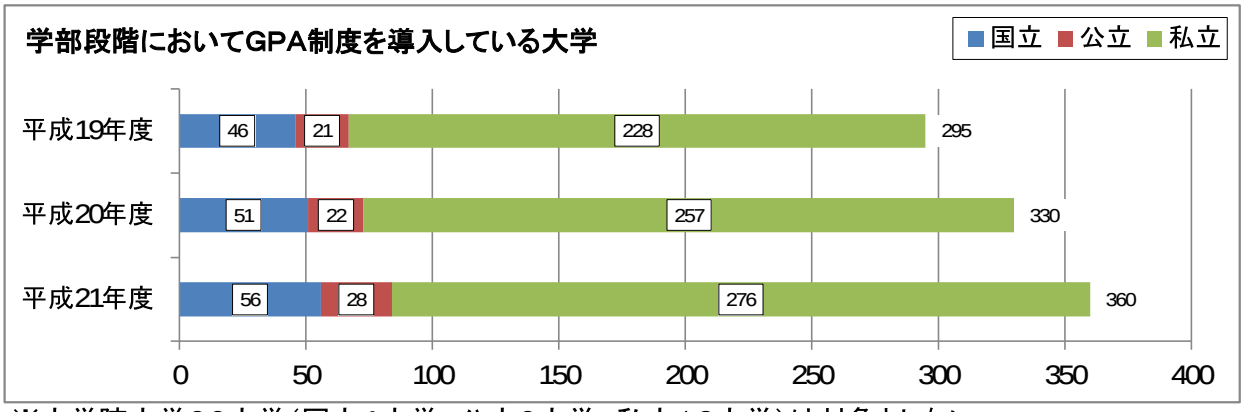

※大学院大学22大学（国立4大学、公立2大学、私立16大学）は対象としない。

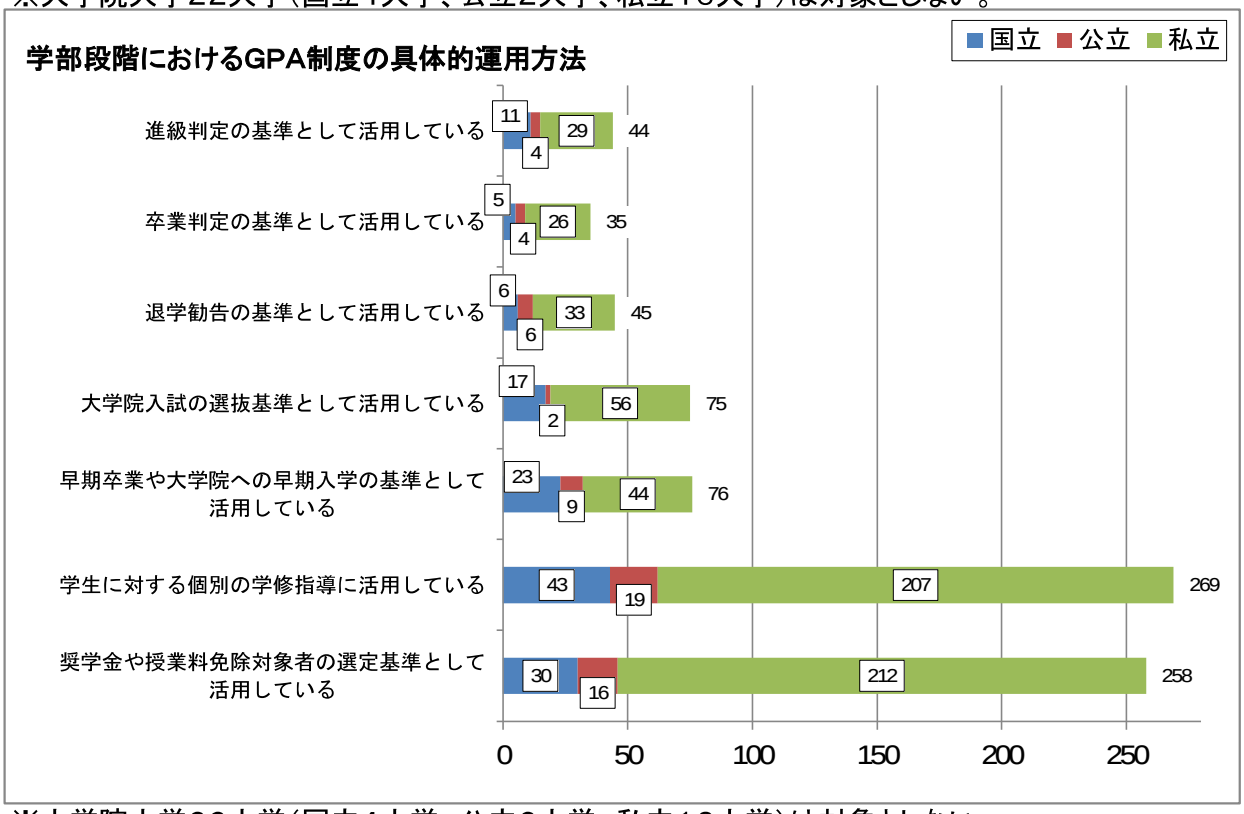

※大学院大学22大学（国立4大学、公立2大学、私立16大学）は対象としない。

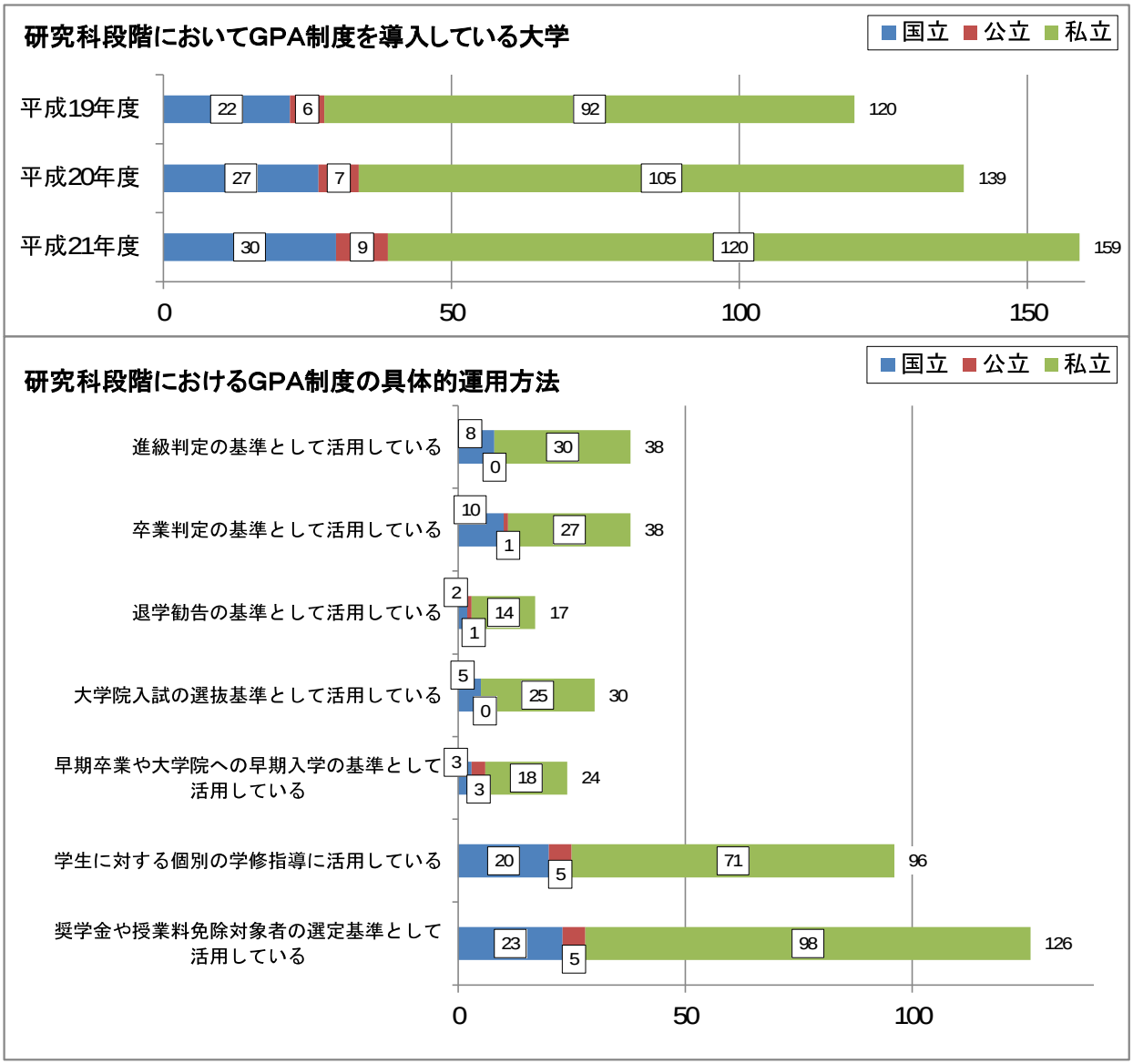

GPA制度　：

授業科目ごとの成績評価を、例えば5段階（A、B、C、D、E）で評価し、それぞれに対して、4・3・2・1・0のようにグレード・ポイントを付与し、この単位あたりの平均を出して、その一定水準を卒業等の要件とする制度。